

白川町農業委員会告示第26号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、農地又は採草放牧地の権利移転の制限に関し、農業委員会が定める別段の面積を下記のとおり定めたので、同号の規定により告示する。

記

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 1. 白川町空き家バンクに登録された空き家に付随する農地 | 0.01アール |
| 2. それ以外の農地                   | 20アール   |

令和2年10月27日

白川町農業委員会会長 田口和義

